

やすらぎ金沢教室の成果と課題 (1)

The Effect and Subject (1)
of Yasuragi-Kanazawa Adaptation Guidance Room.

高 賢 一
TAKA Kenichi

はじめに

平成18年8月17日付けの北國新聞社説欄において、「不登校対策」に関する記事が掲載されている。不登校の子どもたちの居場所として、県内各地区に設置されている適応指導教室が十分機能しているのか疑問視すると同時に、その活用状況を点検し、もっと子どもたちが活用しやすいように工夫すべきではという指摘である。そして、石川県の不登校人数は減少傾向にあるものの、平成17年度の不登校総数は、小学生191人、中学生863人となっており、平成18年3月末時点で、石川県内では小学生25人、中学生166人しか通室しておらず、不登校の児童生徒の二割程度しか通っているにすぎないと厳しく指摘している。

全国の適応指導教室においては、主として義務教育の不登校の子どもたちを支援しているが、インターネットや文献・報告書等を調べてみると、不登校の高校生を正式な通室生として受け入れている適応指導教室は石川県と沖縄県を除いて見当たらない。義務教育とは異なり、高校には単位認定の問題があり、不登校による履修科目の欠時数が規定を超過すれば自ずと単位不認定となってしまう。もちろん、このような状態に至る前に、適応指導教室等における支援が功を奏して学校復帰ができれば幸いであるが、現実には小学校や中学校での不登校経験が高校にまで尾を引いている場合が多い。

適応指導教室が、このような不登校の高校生を正式な通室生として受け入れる意義がどこにあるのかという疑問が残る。こうした疑問を払拭できない等の理由から、相談のケースとしては受理するものの、正式な通室生として高校生を受け入れる適応指導教室は皆無に等しいものと思われる。このような状況の中で、不登校の小・中学生のみならず、不登校の高校生を受け入れている石川県の県立適応指導教室（やすらぎ6教室）、とりわけその中心として期待される「やすらぎ金沢教室」（開室初年度）の成果と課題等を明らかにし、今後の展望について考察したい。

I 石川県の不登校対策と適応指導教室

1. ユニークな「カウンセラー教員養成研修講座」

全国的にみても不登校の高校生を正式な通室生として受け入れている適応指導教室が皆無に等しい中で、石川県では小・中学生に加えて高校生対象の適応指導教室を取って6教室も設置しているわけである。石川県の未来を担う健全な高校生を育てたいという願いからか、石川県は学校のいじめや不登校問題には極めて積極的に取り組んでいる。スクールカウンセラーの導入はもちろんのこと、校内の教育相談体制の充実、校内研修会の充実、石川県独自の「カウンセラー教員養成研修講座」の実施による教師カウンセラーの育成、適応指導教室の充実など、学校教育相談の推進と定着に対してはかなりの力の入れようである。

とりわけ石川県が独自に実施している「カウンセラー教員養成研修講座」は、平成9年度からスタートしているが、毎年エントリーされた石川県下の小・中・高校の教員十数名が内地留学（半年研修と1年研修がある）し、1か月間の県教育センターでの集中研修を終えた後、残りの5か月間または11か月間は配属された県立か市町立の適応指導教室で臨床研修に臨むものである。平成16年の4月に新たにオープンしたやすらぎ金沢教室であるが、私立高校からも初めて研修教員を2人（前期1人、後期1人）受け入れており、県内の私立高校も学校教育相談や教育相談体制づくりに本腰を入れようとしている。この制度がスタートして十年目を迎えたが、県立あるいは市町立の適応指導教室において臨床研修を終えたカウンセラー教員の数は確実に増え続け、関係領域で活躍している。こうした研修制度や適応指導教室の充実が、石川県下の不登校問題の改善に大きく貢献しているといえよう。

高校生の不登校の場合、義務教育の子どもたちとは異なり、欠時数が超過し未履修となったり、留年になってしまうケースが多く、最悪の場合ひきこもってしまう場合もある。石川県の未来を担う健全な高校生を育てたいという強い願いからか、石川県は学校のいじめ問題や不登校問題には極めて積極的に取り組んでいる。前述のように、スクールカウンセラーの導入はもちろんのこと、校内の教育相談体制の充実、校内研修会の充実、石川県独自の「カウンセラー教員養成講座」の実施による教師カウンセラーの育成、適応指導教室の充実など、他の都道府県にはみられない独自の取り組みを行っている。

2. 石川県における適応指導教室の実態

石川県においては、平成18年3月末の段階で、不登校の高校生を対象にした県立の適応指導教室「やすらぎ教室」が6教室設置されている。一方、市町立の適応指導教室であるが、金沢市に2教室、輪島市、七尾市、内灘町、白山市、野々市町、小松市、加賀市に各1教室設置されており、それぞれの地区をカバーしている。六つのやすらぎ教室を通室対象別に分けると、小・中・高校生対象のものが3教室、高校生のみ対象のものが3教室となっている。市町立の適応指導教室と重複する部分もあるが、小・中・高校生を対象にしている県立の適応指導教室では、市町立の適応指導教室になじめない子どもたち、あるいは適応指導教室が設置されていない市町立の子どもたちを受け入れている。県内の六つのやすらぎ教室は、奥能登地区、中能登地区、口能登地区、金沢地区、小松地区、加賀地区と、それぞれの地区をカバーしている。地域の実態に応じて、それぞれの取り組みを行っているが、どのような校種であれ、子どもの在籍校との連携は必要不可欠である。

石川県教育委員会は、適応指導教室の管理運営に関するガイドラインを設けており、それをベースにしながら、各適応指導教室の実情に応じて管理運営を行っている。ガイドラインでは、適応指導教室の目的を「不安や悩み等で学校に登校できなくな

った児童生徒を対象に、精神的に安定できる居場所を確保し、生活リズムを取り戻すとともに、学力の補充や体験活動を通して学校や社会生活に適應する力を育て、対人関係の改善を図り、学校復帰や社会的自立を支援する」と位置づけている。

通室生の出席・単位の認定に関しては、「①平成4年9月24日付、文初中330による通知によって不登校児童生徒が学校外の公的機関において指導を受け、通室または入室する場合は学校復帰を前提とし、自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合は、校長が設置者と十分連携を取りながら出席扱いと判断することができるため、児童生徒の在籍校の校長と連携を取りながら対処する。②高等学校における単位の認定に関しては、適応指導教室のカリキュラムを説明し、配慮を求めるとする」と明記している。その他に、通室の基準、職員の職務、研修員の研修内容、通室生の安全管理などについてもふれている。

Ⅱ やすらぎ金沢教室の成果と課題

1. やすらぎ金沢教室の設立経緯

金沢市、七尾市、小松市などで小・中学生対象の適応指導教室が整備されていく中で、平成7年4月、石川県教育センターに県立の適応指導教室「ヒューマンセンター」が設置され、教育相談課のスタッフによる運営がスタートした。部屋数が足りないこともあり、理科準備室を間借りしてつくったお粗末なものであったが、一部屋に卓球台やソファなどを配置し、温かい雰囲気作りが工夫されていた。金沢市の適応指導教室のように、小集団の中に入ることができない子どものための個室ではなく、通室を希望する子どもならば否応なく一つの部屋に入らざるをえない状況にあったが、そのことによるメリットもあればデメリットもみられた。

石川県教育センターでの教職研修の数が多くなるにつれて、部屋が手狭になってしまったことなどもあり、平成16年4月、県立金沢中央高校の敷地内にあった県立看護学校の空き校舎に移転・改称することになった。これによって、六つのやすらぎ教室（県立適応指導教室）が設置されることになった。高校生のみ対象の「やすらぎ加賀教室」、「やすらぎ小松教室」、「やすらぎ七尾教室」、小・中・高校生対象の「やすらぎ金沢教室」、「やすらぎ羽咋教室」、「やすらぎ奥能登教室」である。高校生のみを対象にしているのが三教室、小・中・高校生を対象にしているのが三教室である。当然のことながら、高校生のみ対象の適応指導教室と小・中・高校生対象の適応指導教室とでは雰囲気異なる。私は、かつて石川県教育センター教育相談課の指導主事として、ヒューマンセンターの企画・運営に関わった経験がある。さらに、やすらぎ金沢教室の新規立ち上げ事業に参画するとともに、2年間にわたって当教室の運営に関わることができた。

2. 運営のガイドライン

金沢教室は、基本的にヒューマンセンターの運営方法を踏襲しているが、初年度のスタッフは、室長（金沢中央高校校長）1名、副室長（金沢中央高校昼間部教頭）1名、指導員3名、研修員3名、石川県教育センター教育相談課の兼任指導主事1名、スーパーバイザー1名の合計10名であった。交通の便、スタッフや施設等、ヒューマンセンターに比べると格段に向上しているといえよう。石川県内の六つのやすらぎ教室の中心的な役割を担うことが期待されているが、他の教室のモデルとなるべく運営方法の一つ一つを吟味しながら取り組んだ。高校生

も受け入れる金沢教室は、とりわけ金沢市内の国立や公立・私立高校25校、近隣の公立高校5校を中心に支援している。当教室のガイドラインは、以下の通りである。

①目的

不登校の児童生徒に対して心の居場所を確保し、学校や社会の適應力を育てるとともに学校復帰をめざす。

②対象者

石川県内の小・中・高校に在籍する不登校の児童生徒。ただし、適応指導教室が設置されていない金沢市周辺の市町立の小・中学生、金沢市の適応指導教室を望まない金沢市内の小・中学生については、協議のうえで受け入れる。高校生については、金沢市内および近隣の公立・私立高校の生徒とする。また、休学している生徒、高校退学後も高校卒業を模索している生徒についても十分考慮する。

③通室期間

原則として1年以内、最長で2年間、1年ごとに新たな通室願を提出する。

④支援重点

小学生・中学生については、学校復帰を目標とするが、高校生については、進路の多様性等を考えて本人の実情にあった支援を行う。

⑤支援方法

ア. 子どもの実情に応じて段階的な支援を行う。それぞれの段階における支援目標を掲げ、達成状況を確認しながらステップアップしていく。

イ. 個別支援の一環として、週1回は担当者と通室生の面談を実施する。

ウ. 最低月1回は、担当者と保護者の面談を実施する。

エ. 午前中は自主学習の時間を設け、学校復帰に向けた学力支援を行う。そのための学習室を設定している。

オ. 体験活動を重視し、宿泊体験学習を9月中旬と11月中旬の年2回実施する。前半の合宿は金沢教室独自で、後半の合宿は他の県立適応指導教室と合同で実施する。6月には日帰りのバス遠足、2月には日帰りのバス遠足体験活動を実施する。

カ. 子どもの在籍校との連携を強化する。当該児童生徒を受け入れたら、すみやかに担任と面談を実施し、学校復帰や進路相談などを両面から支援する。在籍校に対して通室状況を1カ月ごとに報告し、定期的な相互訪問や面談を実施する。

キ. 金沢大学の地域貢献活動の一環として、毎週1回将来教職関係の就職をめざす学生を当教室の学習支援ボランティアとして受け入れ、子どもたちの遅れている学習活動を支援してもらう。

ク. 毎月1回、スーパーバイザー（外部専門機関の臨床心理士等）を招いて事例研究会（15時から17時まで）を実施する。

ケ. 学校に馴染めない子どもを持つ保護者同士が、子どもの心をよく理解し、親としてどのように子どもの成長を助けたらよいかについて話し合う「親のグループ学習会」（年間7回）を実施する。

3. 開室初年度（平成16年度）の取り組み

高校生に限定すると、平成16年4月から17年3月までの相談件数では、来室相談が193件、電話相談が255件、通室生徒数はのべ87人である。10月に入ってからは、相談件数も通室

生徒数も徐々に増加している。16年度は、六つの重点目標を掲げた。こうした重点目標に関しては、上述の項目にしたがって以下のように取り組んだ。

①通室する子どもの在籍校や保護者との連携を密にする

当教室に通室する高校生にはさまざまな背景があり、一律に学校復帰のみを主な目標に掲げることはできない。休学しながらも復学をめざしている生徒、欠時数がオーバーし進級が絶望的になっていて、他校への転編入学を模索している生徒などについては、進路の多様性を考慮して本人の実情に合った支援を行う必要がある、在籍校もさることながら、保護者との連携も重要になってくる。とりわけ、学校への登校と適応指導教室の通室とを並行しながら学校復帰を模索している生徒については、ホーム担任や教育相談係等との連携は重要である。このような生徒は一進一退を繰り返すことが多く、連携の足並みが乱れると後退することが少なくない。現在のところ、このようなタイプの生徒を数名支援してきたが、緊密な連携が功を奏して少しずつ登校回数が増加していった。

②スタッフ間の連携を緊密にし、通室生に対する支援活動を調整する

当教室のスタッフであるが、当初の1年間は3人の指導員（うち二人は金沢中央高校教諭）と3人の研修員（学校現場の小・中・高校教員）の構成であった。指導員は、主として電話相談や来室相談、あるいは通室生本人との面談、在籍校や関係機関等との連絡・調整などを担当する。1年研修2人、半年交替研修1人の研修員は、主として通室生に対してさまざまな方法で関わる。個別で関わることもあれば、小集団活動を通して関わることもある。いずれにせよ、指導員と研修員が子どもの支援方法について十分話し合い、支援目標を確認しながら子どもに関わっていく努力をしている。毎朝8時半からスタッフ全員による朝のミーティング、16時半より夕方のミーティングを実施している。朝は主として当日の打ち合わせ、夕方は当日の通室生に関する情報交換や協議を行う。支援方法について十分話し合い、場合によっては支援目標の修正もしながら子どもたちに関わっている。

③医療機関や児童相談所などの関係専門機関との連携をはかる

当教室の高校生の6割近くは不安神経症などの精神疾患を抱えており、通院して服薬しながら通室するケースが多い。かなり症状が重い生徒もいるが、とりわけ登校と通室を並行する場合、家族や本人の了解を得ながら医療機関と連携をはかるとともに、家庭や学校とも緊密な連携をはかっている。学校復帰を前提として通室と登校を並行する場合もあれば、治療の一環として通室と登校を並行する場合もあり、後者の場合は慎重に対応している。驚くべきことは、精神疾患を抱えている子どもたちの多くは、過去に激しいいじめを受けたり、周りの人間から疎外されたり、人格までも否定されたりなどの体験をもっていることである。

このような生徒の場合、強い人間不信感や他者否定感、あるいは自己否定感が強く、また他者に対する警戒心も強いことが多い。当教室においては、指導の限界を越える子どもについては専門医に委ねるにしても、傷ついた生徒の心を癒し、少しでも自信をつけられるような関わりを試みている。医療機関、学校、適応指導教室の連携が功を奏し、当初は通室のみであったが、しだいに登校できる回数が多くなり、学校復帰の可能性が高くなっていく生徒もみられた。

④通室生の希望や実情に応じた行事の計画・実施を行う

当教室に通室する子どもは、どちらかというと学校行事などの参加には消極的であった者が多いため、子どもたちの希望に

応じた行事の計画・実施は決して容易ではない。しかし、生徒のエネルギーが徐々に蓄積してくると、スタッフが企画した行事であっても参加意欲が表れてくることが多い。したがって、最初から行事に参加意欲がある生徒は別として、参加意欲が低い入室当初の子どもたちに行事を計画・実施させることは控えている。当教室のプレイルームに卓球台が設置されているが、通室生が他の通室生やスタッフと初めて卓球をする場合、うまい・うまくないという問題は別にして、ふれあいルームでは読み取ることができなかった別の面、つまり思いやり、攻撃性、積極性等を観察することができる。行事を通して生徒の隠れた部分を発見することができるし、行事に参加することによって生徒の行動エネルギーや自己肯定感が高まったり、自信がついてくる場合もある。

⑤他の適応指導教室との情報交換や連絡を緊密にする

毎年2回、県教育委員会学校指導課、県教育センター教育相談課、県内の六つの県立適応指導教室のスタッフ等が参集し、各適応指導教室の取り組みや課題などについて情報交換や協議を行う。効果的な取り組みがあれば、それを参考にしながら各適応指導教室の実情に応じた独自の取り組みを模索している。毎回共通の話題となるのは、通室する高校生に対する支援の在り方についてであるが、こうした高校生と学校復帰を前提とする義務教育の子どもたちが混在する適応指導教室においては、その支援の在り方をめぐって熱く議論される。加えて、文部科学省が推進しているスクール・サポート・ネットワーク（SSN）事業により、市町立の適応指導教室との共催行事や情報交換等の機会が与えられ、義務教育の子どもたちを対象とする適応指導教室と高校生を対象とする適応指導教室との連絡や調整も積極的に行っている。

⑥学習支援ボランティアの活用を推進する

不登校の子どもたちは、学校で学習していないことなどから学校の学習が停滞していることが多い。学校復帰のためには、不登校の子どもたちに対する学習支援も大切な要件であるといえよう。現在、大学の地域貢献の一環として3名の大学生ボランティアを受け入れ、子どもたちの学習支援を行っている。16年度は、中学校教員をめざしている教育学部の学生、教員をめざすわけではないが、不登校の子どもたちに強い関心を持っている文学部の学生、現職教員で特別支援教育関係の研究を進めている大学院生の3人の協力を得た。

学生ボランティアのみならず、当教室で直接子どもたちと接しながら臨床研修に取り組んでいる3人の現職教員である研修員も、子ども支援の一環として学習支援を行っている。しかし、学生ボランティアから学習支援を受ける子どもたちにとって、学習支援を受けることもさることながら、より多くの価値観をもった大人と接する機会が得られるという点で、子どもたちにとっては大きなメリットがあると思われる。また、学生ボランティアにとっても、このような子どもたちとの出会いは貴重な体験になると思われる。

4. 子どもの実情に応じた支援活動

前述のように、高校生の場合は、必ずしも学校復帰を目標として通室しているわけではない。

①休学しながら復学をめざした生徒の場合

A生徒は、他人の言動に流されやすく、おとなしい生徒であったせい、小・中学生の頃は級友などからよく疎外された経験を持ち、自分に対する自信もなかったため、親の引いたレールの上を無難に走ってきた。せっかく高校に入学したものの対

人関係がスムーズにいかず、クラスの中で孤立してしまい、相談室登校となってしまったため休学措置をとった。しかし、復学の意志が強いため、当教室に通室しながら小集団の子どもたちとの関わりを通して人間関係能力の向上を模索してきた。こうした生徒に対しては、プラスの変化を見逃さず、こうした変化を必ず本人にフィードバックして意識化し、少しでも自信をつけさせるようにした。また、復学を主たる目的としていることから、学力支援にも力を入れた。

②学校と通室を並行しながら学校復帰を模索した生徒の場合

B生徒は、精神疾患を抱えて治療中であったが、学校も当教室も主治医の指導に基づいて本人を支援した。当教室の担当者による学校訪問、在籍校の担任による当教室訪問、保護者との面談、他のタイプの生徒とは異なり、きめ細かい連携をとりながら支援した。C生徒は、教室に入るととても不安になり、どうしても教室で授業を受けることができなくなる生徒であったが、他人のヒソヒソ話がとても気になったり、他の生徒の視線を感じて耐えられなくなった。おそらく他の生徒からの不快な体験があったものと思われるが、当教室では学校から離れてゆっくりと安心できる心と身体の居場所を本人に提供した。安心できる居場所で本人の不安や心の迷いを和らげ、自分で決めて行動することなどに自信を持たせ、学校や社会への適応力を育てるように努力した。

③在籍校との折り合いが悪く、他校への転入学をめざす生徒の場合

級友との人間関係がこじれて、在籍校への復帰を頑なに拒むD生徒であったが、他校への転入学を希望していた。担任や生徒指導係が仲介したものの、問題がより複雑化するとともに担任不信や学校不信が増長し、収拾がつかなくなった。こじれた人間関係が修復できたら学校復帰してもいいかなと思う一方で、一度こじれた人間関係を修復できるはずがないという思い込みもあり、気持ちは複雑に揺れ動いていた。級友との人間関係を修復できないのか、在籍校と連携を図る一方、傷ついた心を癒し、少しでも自己肯定や他者肯定ができるように心の安定化に向けての支援を模索した。悪質かつ執拗ないじめを受けてズタズタに心が傷つき、二度と学校へは戻りたくないというE生徒は、今春他校への転入学をめざして再出発を模索していた。嫌なものは嫌という自己主張ができなかったことから、小集団活動を通して自信の回復や自己主張の方法を習得できるような支援を模索した。

④欠時数が規定を超過し、進級が絶望的になっていた生徒の場合

典型的な神経症的不登校のため、教室に入りたくても入れず、かといって保健室登校や相談室登校もできず引きこもりがちになってしまった生徒がいたが、当然のことながら欠時数が規定よりオーバーし、進級が絶望的となった。このような生徒の場合、留年して再度やり直すか、他校へ転編入学するか、それとも就職するか、いくつかの選択肢が想定された。こうした生徒が入室した場合、自らの意思で選択できない場合が多く、保護者と本人の三者面談を重ねながら進路を選択していくような支援を模索した。もちろん、在籍校の担任や教育相談係との連携は必要不可欠であり、在籍校の主体性を損なわないように、当教室としては在籍校を外した形で話を進めることは避けるようにした。

5. 当教室の主な成果

不登校の子どもたちが学校復帰することが最終目標なのかもしれないが、どのようなプロセスを経て学校復帰に至ったのか、そのプロセスが極めて重要であり、たとえ学校復帰に至らない

場合であっても、子どもたちの生きる力に結びつくなど、適応指導教室での生活がその後の人生に大きな影響を及ぼすものと思われる。何人学校復帰できたか、それが適応指導教室としての成果の指標になることは否めないが、義務教育ではない高校の子どもたちも預かる当教室としては、とりわけ多様化・複雑化した問題を抱えた高校生の場合、必ずしも学校復帰に結びつくとは限らない実情がある。したがって、スタッフがどのようにして子どもたちと関わり、あるいは子どもたち同士がどのように関わり合い、子どもたちがどのように変化していったかというプロセスが重要な意味をもってくる。このような観点から、平成16年度の主な成果を整理したい。

1点目は、不登校の子どもたちに対して、心の居場所づくりや仲間づくりの場所と機会を提供することができたことである。とりわけ学校にも家庭にも居場所がない子どもたちにとって、適応指導教室の存在意義は大きい。

2点目は、広域SSC（スクーリング・サポート・センター）事業の一環として、他の県立適応指導教室との情報交換や交流等により、合同宿泊体験行事などを実施することができたことである。

3点目は、通室生を支援するため、在籍校との連携を強化することができたことである。不登校の子どもたちが学校復帰するためには、在籍校との連携が不可欠であり、在籍校から当教室に訪問してもらったり、当教室から在籍校へ出向いて情報交換をはかりながら、子どもたちの学校復帰を模索することができた。

4点目は、不登校の子どもたちや保護者、教師や学校の心理的サポートができたことである。子どもたちはもちろんのこと、保護者や学校を支えることによって事態が好転する場合が少なくなかった。

5点目は、スタッフ・ミーティングを充実させ、子ども支援に関する共通理解が得られたことである。毎日のスタッフ・ミーティングは、午前8時半からの朝のミーティング、午後4時半からの夕方のミーティングの2回実施している。朝のミーティングは、主として当日の日程確認やスタッフへの連絡事項などである。夕方のミーティングは、1日の通室生の様子や気になったことなどに関する情報交換が中心である。

6点目は、地域内の専門機関との情報交換や連携をはかることができたことである。軽い精神疾患を抱えた子どもを受け入れている当教室としては、とりわけ医療機関との連携に力を入れて慎重に対応した。

7点目は、心の居場所づくりや仲間づくりを通して、子どもの自己表現力やコミュニケーション能力が向上したことである。人間関係づくりにつまずき不登校に陥る子どもが多いことから、学校復帰のためにはこうした力が必要であり、心の居場所づくりや仲間づくりの意義は大きい。

8点目は、相談内容の多様性を十分考慮しながら、学校復帰や進路変更等に向けてきめ細かく支援することができたことである。とりわけ高校生の場合、義務教育の子どもたちとは異なり、在籍校への復帰を望まないケースも多く、在籍校とタイアップしながら進路変更や就職などに向けた進路ガイダンスなどを行うことができた。

6. 子どもたちの動向

当教室は、高校生のみならず小・中学生も受け入れているが、小・中学生を受け入れる適応指導教室は、金沢市内に2教室、周辺市町に3教室も設置されているため、通室生は圧倒的に高

校生の数が多くなっている。

平成17年3月末の時点で、当教室における通室生徒は、中学生が6人、高校生が12人、その他(中卒)が2人であった。高校生の内訳は、1年生が6人(男子2人、女子4人)、2年生が4人(男子3人、女子1人)、3年生が2人(男子1人、女子1人)であった。このうち、休学措置をとっている生徒が3人、在籍校への部分登校が5人、全く登校できない生徒が4人であった。

一方、当教室へほとんど毎日通室する生徒は6人、週3~4回ぐらい通室する生徒が4人、週1~2回ぐらい通室する生徒が2人であった。中学生の場合、通室した日は出席扱いされるということもあってか、定期的に通室する生徒が多いものの、高校生の場合、出席扱いされないことや通室目的が異なることもあり、通室状況には個人差がみられた。

退室後の子どもの動向であるが、中学生の1人は他の適応指導教室に移籍、3人は公立高校に進学したものの、残り2人は学校復帰を果たせず、再挑戦した。残り12人の高校生のうち、1人は高校を卒業して私立大学に進学、3人は在籍校を退学し、新たに別の高校を再受験し合格した。2人は在籍校になじめず退学し、別の定時制公立高校に2年次転入学を果たした。病気の治療と並行して学校復帰に挑戦していた高校3年生1人は、思ったように治療の効果が上がらなかったため卒業は果たせず、未履修の単位を修得するため公立高校の通信制課程に転入学した。残り5人は、なんとか在籍校に復帰することができた。その他2人の通室生のうち、1人は就職し、もう1人は私立の高校に進学した。それぞれ進む道は違うものの、ほとんどの子どもたちは当教室でエネルギーを蓄積し、4月より新たなスタートを切り、それぞれの進路先において驚くように努力し、適応している。

7. 子どもたちの成長・変化を物語る感想文

一年間の締めくくりとして、当教室に通室した子どもたちに感想文を書いてもらったが、この感想文が子どもたちの成長・変化を如実に物語っており、何物にも替えがたい当教室の貴重な財産となっている。当教室に通室する子どもたち、あるいは来談する子どもや保護者に読んでもらっているが、その一部(4人とも高校生)を紹介したい。

「やすらぎ金沢教室に来て、いっぱい先生方に助けていただき、とても感謝しています。私の話とかたくさん聞いてもらったり、私のためにたくさんのことをしていただいたと思います。行事とかもちゃんとあるし、一人一人のことを本当に大切に考えてくれるところだと思いました。この教室に来ている他の生徒とも話ができました。ここに来て、すごく考え方も変わったし、前向きになることもできたり、次に進む道もちゃんと考えることができて、とても助かりました。嫌なこともあったりしたけど、そういうこともちゃんと解決できたり、ほんとうに良かったと思います。

今、普通に笑ったりすることができるのは、先生方とかお母さんのおかげだと思っています。また、友達とも普通に接することもできるようになり、少しずつ以前の生活に近づいていると思います。これから先どうなるかわからないけど、ここに来て本当によかったと思います。ありがとうございました」(17年3月、Aさん)

「やすらぎ教室に通室する前は、ろくに外へ出ることもできず、外出はもっぱら週に2回程度学校に登校するぐらいであった。去年の夏頃にやすらぎ教室に行ってみるようになったが、

『嫌だったら通う必要はない』と言われていたので、自分としては通う気持ちにはなれなかった。でも、いざ行ってみたら、先生たちは優しくそうだったので、しばらく行ってみることにした。最初の頃は、若者仕事情報館のスタッフの人と一緒にいった。だいたい環境に慣れてきて、ようやく一人で行かれるようになってきた。そのうち、やすらぎ教室の先生と自然と会話できるようになり、他の通室生とも親しくなった。みんな年はバラバラだが、何でも話し合えるようになった。

これまで違う年齢の人たちと仲良くなったことがなかったので、自分の世界が広がった。やすらぎ教室に通う前と今の自分を比べると、自分でもびっくりするくらい変わった。以前は、外に出ることをとても苦痛に感じていたが、今はむしろ楽しいくらいで、まったく続けることができなかったバイトも、気がつけば四か月くらい続いていた。相変わらず人見知りすることもあるが、人としゃべることも苦痛に感じていた以前とは違って、今はもう苦痛に感じることはなくなった。もし、やすらぎ教室に通っていなかったら、いまだに引きこもっているだろうし、今よりもはるかに暗い人間だったと思う。今の自分があるのは、間違いなくやすらぎ金沢教室があったおかげだと思っている。ほんとうにありがとうございました」(17年3月、Bくん)

「9月に来たばかりの頃との変化が二つあります。一つ目は、学校に対する気持ちです。学校というのは仕方なく行くところだと思っていたのですが、現在登校していない自分をふりかえてみると、充実のなさ、生活リズムの乱れなど、自分にとってプラスにならないものばかりです。ふと周りをみれば、楽しそうな高校生を目にします。『私は、今まで何をしていたのだろうか?』と疑問に思うと同時に、寂しさすらこみ上げてきました。そして、『学校へ行きたい、学校で楽しみたい』と思いました。

二つ目は、生きることにに対する気持ちです。今までは、『いつ死んでもいい』と思っていましたが、経験が少ないままにただらした生活を送っているうちに、『このままでは絶対に死にたくない』と思うようになってきました。私は、これからは精一杯がんばって生きていこうと思います。それは、自分のためだからです」(17年3月、Cさん)

「自分は、高校を中退してから1年間、何をやるわけでもなく、ただ家で過ごすだけの生活をしていました。この1年間は、自分にとって本当に辛い1年間でした。何もすることがなくなった時、人間はそこで終わりなのだ痛感させられました。そんな時に、父親から『やすらぎ教室』の存在を教えてくださいました。初めは全く興味がなく、気にも留めていませんでした。しかし、このままでは自分はこの先どうなってしまうのだろうと不安にかられる日々を送るよりは、少しでも前を向いた方がいいと思い、思い切って『やすらぎ教室』へ行くことにしました。

行くまでは、学校と同じような場所なのかなと思っていましたが、先生方はとても優しく接して下さり、通室生の人も自分と同じ境遇に置かれた人達だったので、とても親しみを感じました。約3か月通室して、今最後に思うことは、やはりこの『やすらぎ金沢教室』に来て良かったということです。たくさん仲間と出会えて、人とのかわりも増えました。自分を最後まで支えて下さった先生方にも、心からお礼を言いたいです。本当にありがとうございました」(Dさん、17年3月)

4人の感想文からは、適応指導教室に通室してよかったという満足感や達成感が感じられる。また、高校生活に挫折感を味

わったものの、自分の存在価値を確認し、何か新たなものにチャレンジしようとする意義ごみやパワーが感じられる。Cさんのように、「いつ死んでもいい」という状況から「このままで死にたくない」という考え方に一変する生徒もみられ、新たに適応指導教室の存在や意義を痛感させられる。

Ⅲ 高校生を受け入れる金沢教室の意義と課題・展望

1. 意義

本来、公立の適応指導教室は義務教育の不登校の子どもたちを受け入れ、そのような子どもたちの学校復帰を支援する施設である。義務教育ではない高校生については、一般的に相談のケースとして受理するが、不登校の高校生を正式な通室生として受け入れる公立の適応指導教室は皆無に近い。そのような状況の中で、義務教育ではない高等学校の不登校生徒を敢えて受け入れている石川県の取り組みを整理・検討した。高校生を受け入れる意義については、沖縄県と石川県とでは学校復帰をめざすという点では共通しているといえよう。

しかし、沖縄県¹⁾の場合、対象となる生徒の判断基準、単位認定に関する在籍校との確認事項、支援の留意点などが具体的に確立しており、「別室登校」の代替の場として適応指導教室が位置づけられている。しかも、在籍校との確認事項がクリアできれば、単位認定が可能な施設として位置づけられている点に大きな特徴がある。沖縄県の場合、厳正な判断基準や確認事項がクリアできそうな生徒が対象となり、登校の意思があっても相談室や保健室などの別室登校さえもできない生徒を救済する施設として位置づけられており、そこに大きな意義があるといえよう。こうした取り組みが、結果的に学校復帰に結びつくケースも少なくないようである。

石川県の場合、対象となる生徒の厳正な判断基準もなく、単位認定施設としても位置づけられてはいない。それでは、どこに意義があるのか？学校復帰ができれば、支援施設としての目標を果たせたといえるかもしれないが、実際には必ずしも学校復帰に至らないケースも少なくない。しかし、個人差はあるものの、教室に通室する子どもたちやスタッフとの関わりなどを通して、自己肯定感や他者肯定感、協調性、社会性、自己決定能力、対人関係調整能力などを身につけながら、生徒の自立や発達が促進されることに大きな意義があるといえよう。

たとえ学校復帰はできなかったとしても、いずれは学校復帰に結びついたり、引きこもりなどを避けることに結びつくからである。石川県の適応指導教室は、沖縄県のように「別室登校」の代替の場とはならないかもしれないが、生徒の人間的な成長（自立・発達）の場になっていることは否めない事実である。それは、生徒の感想文や退室後の生徒の動向からも十分に推察されるところであり、適応指導教室は学校復帰を支援するばかりではなく、人間としての生き方・在り方を考えさせ、人間的な成長を支援する施設でもありと思われる。

2. 課題

沖縄県の県立適応指導教室「てるしの」の課題であるが、①高等学校は義務教育ではないこともあり、適応指導教室に通室させて、単位認定することの共通理解が得られない学校がある、②課題に取り組む時は自学自習が主になるので、不登校の生徒にはそれを遂行する能力と意欲が要求される、の2点をあげている。石川県においては、高校生を受け入れる県立の適応指導教室（やすらぎ教室）は六教室も設置されているが、その中心となる金沢教室の課題を整理したい。平成16年度の実践を踏

まえたうえでの課題は、以下の通りである。

1点目は、石川県教育センター（教育相談課）が設置していた県立の適応指導教室「ヒューマンセンター」の移転・改称により、新たな適応指導教室としての土台づくりに精力が注がれたため、地域スクーリング・サポート・センター（SSC）の役割を十分に果たせなかったことである。関係機関との連携や外部人材の活用については、専門医療機関との連携、金沢大学からスーパーバイザー（臨床心理士）を招くことができた。金沢市内および周辺の学校訪問、とりわけ公立高校への訪問も実現し、各高校の実情を把握することができたとし、当教室の広報活動にも取り組むことができた。ただし、金沢市が設置する適応指導教室「そだち」、内灘町が設置する適応指導教室「ステップ」、白山市が設置する適応指導教室「ふれあい」との交流が十分とはいえず、課題を残した形となった。

2点目は、小学校や中学校時代からの不登校を引きずっている子どもが多く、一通りの対応では通用しないことである。当教室では、教育相談や小集団体験活動などの多様な活動を通して、子どもの自主性、自律性、社会性等の育成を図ることにより、ストレス耐性やストレス処理能力を高め、再登校に向けて段階的な支援活動を行っている。すべての不登校の子どもに適用されるわけではないが、当教室に通室する子どもたちに対する支援活動を行ううえで、五つの段階を目安にしている。しかしながら、小学校や中学校時代からの不登校を引きずっている子どもについては、ケースバイケースで対応せざるをえないところがあり、こうした目安はあまり役に立たないことが多い。各段階においては、本人の心理状態、対人関係、生活リズム、運動や学習という4つの視点から子どもの特徴をとらえながら、子どもに対する支援・指導を行っている。

3点目は、行事や体験活動の意義は大きいものの、行事や体験活動に関する企画・運営にさらなる創意・工夫が必要ということである。適応指導教室に通室する子どもは、一般的に日常の体験活動が十分できていなかったり、他人に対して固く心を閉ざしていることが多い。したがって、適応指導教室に通室しようとする段階から本人の目標を達成するまでの間、出会いやふれあいを体験するなかで自己の変容を図るために行う体験活動の工夫を行っている。

3. 今後の展望

適応指導教室は、その名称が「教育支援センター」²⁾と改称されつつあるが、適応指導教室のイメージを変える、あるいは広げる効果があると思われる。なぜならば、従来の適応指導教室というのは義務教育の不登校の子どもを対象とした支援施設というイメージが強く、高校生を対象とした適応指導教室としてイメージしにくいものと思われるからである。「教育支援センター」という名称に改称されることを機会に、義務教育の不登校の子どもを対象とした従来の適応指導教室のイメージ、「学校に適応させる」という狭くて堅いイメージを一新することも十分可能であると思われる。この機会に、適応指導教室は、高校生対象も視野に入れながら、単に不登校問題のみならず、学業、性格や行動、進路や適性問題の支援も含めて、より幅の広い視点から子どもたちを支援する施設としてイメージが広がることを期待する。単なる名称の読み替えに終わるのではなく、時代の要請に応えるべく、その機能も大幅に見直す必要があると思われる。

平成16年4月に新設された「やすらぎ金沢教室」は、石川県教育センターに設置されていた適応指導教室「ヒューマンセ

ンター」の運営方法を踏襲しているが、指導員や研修員が常駐する独立した適応指導教室となったため、ヒューマンセンターの運営方法を見直す必要に迫られた。最初の1年間は試行錯誤を繰り返しながらより効果的な取り組みを模索することになるが、こうした取り組みを一つ一つ吟味したうえで当教室独自の運営方法を構築し、平成17年4月から新たなスタートを切った。運営方法の構築にあたっては、沖縄県の県立適応指導教室「てるしの」の洗練された取り組みも参考にした。沖縄県の県立適応指導教室の運営において注目すべき取り組みは、子どもの態様別指導・支援目標や指導方法や内容、段階に応じた指導・支援目標および子どもの到達目標などを明記し、それにしたがって子どもたちを支援している点、加えて、それぞれの段階における活動に対する評価基準を設け、一つ一つ評価している点であろう。

高校生の場合、不登校の態様はさまざまであり、義務教育の子どもたちのように学校復帰を主たる目的とした支援に終始するものではない。義務教育と大きく異なる点は単位認定の問題であるが、石川県の場合、沖縄県のように単位認定に関して在籍校との確認事項等を設定するまでには至っていない。石川県が沖縄県のような画期的な形にまで踏み込めない理由がいくつか考えられる。どのような生徒が対象になるかという議論もあるが、適応指導教室への通室を保健室登校や相談室登校と同じように扱った場合、怠学傾向の生徒までが適応指導教室に押し寄せるのではないかと懸念する声、在籍校と単位認定に関する確認事項を設定した場合、そのことが逆にプレッシャーとなり学校復帰を困難にするのではないかと懸念する声もある。しかし、石川県においては、適応指導教室を不登校の子どもたちの単なる心の居場所という消極的な位置づけに終わっているわけではない。

本人が欠席した各教科の欠時数については如何ともしがたいが、適応指導教室への通室日については、保健室登校や相談室登校と同じように扱おうとする高校もみられる。また、進級問題や単位認定問題において適応指導教室への通室を考慮する高校もみられる。ただし、怠学傾向の不登校ではなく、学校へ行きたくても行けない神経症タイプに限定されようが、単位認定が前例になるのではないかと懸念する学校も多いため、どのような生徒が対象になるかは慎重な判断が求められる。

石川県には六つの県立適応指導教室が設置されているが、高校生のみを対象とした教室が三つ、小・中・高校生対象を対象にした教室が三つあり、大きく二つのタイプに分けることができるが、それぞれのタイプに応じた支援方法を構築する必要がある。高校生対象の適応指導教室を六つも設置している石川県の場合、単なる心の居場所として適応指導教室を位置づけるのではなく、対象となる生徒の判断基準を明らかにし、沖縄県のように単位認定に関する在籍校との確認事項の設定まで踏み込む形も視野に入れながら、不登校の高校生を受け入れる適応指導教室の支援体制について模索する必要がある。

越えなければならないハードルはいくつもあるが、学校へ行きたくても行けない高校生をより効果的に支援できるような適応指導教室の実りある体制づくりが求められている。従来の適応指導教室の在り方を踏襲しながらも、適応指導教室という名称が「教育支援センター」に改称されて新たなスタートを切ろうとしている。従来のイメージを一新しながら、全国的にも極めて珍しい高校生対象の県立適応指導教室を六つも抱える石川県や沖縄県の取り組みが、全国における高校生対象の適応指導教室の開室や運営などに先駆的役割を果たすことができれば幸いである。

【註】

- 1) 沖縄県立総合教育センター編『不登校生徒の継続的適応指導の在り方に関する調査研究報告書Ⅰ』（平成16年3月、平成15年度文部科学省委託研究）
- 2) 国立教育政策研究所が発行している『生徒指導資料第2集—不登校への対応と学校の取組について—小学校・中学校編—』（2004年7月、ぎょうせい、pp.96-98）において、「教育支援センター（適応指導教室）整備指針（試案）」が提示されている。1の趣旨では、「教育委員会は、教育支援センターの整備にあたって、この指針の定めるところに留意し、不登校児童生徒に対する適切な支援を行わなければならない」と記されている。2の設置の目的では、「不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導（学習指導も含む）を行うことにより学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする」と記されている。以下、自己評価・情報の積極的な提供等、対象者、指導内容・方法、指導体制、施設設備など、学校との連携、他機関・民間施設・NPO法人等との連携、教育委員会の責務が記されている。

【参考・引用文献】

1. 相馬誠一・花井正樹・倉淵泰佑編著『適応指導教室-よみがえる「登校拒否」の子どもたち-』, 学事出版, 1998年。
2. 高賢一「適応指導教室における理論と実践の統合に関する研究」, 上越教育経営研究会編『教育経営第10号』, 2004年3月, pp.69-78。
3. 高賢一「適応指導教室における効果的な支援方法に関する研究」, 日本学校教育相談学会編『学校教育相談研究第14号』, 2004年6月, pp.13-22。
4. 高賢一「適応指導教室におけるフ・リー・セラビ・の活用に関する研究」, 日本学校教育相談学会編『学校教育相談研究第15号』, 2005年6月, pp.34-43。
5. 高賢一「適応指導教室における高校生の支援活動に関する研究」, 日本特別活動学会編『特別活動研究第14号』, 2006年3月, pp.57-65。
6. 高賢一「適応指導教室における子どもの支援方法の改善策に関する研究」, 金沢星稜大学第40巻第1号, 2006年7月, pp.17-25。

